

製品の使用に伴う低含有率物質の排出

1. 届出外排出と考えられる排出

第一種指定化学物質を含有する製品を業として使用する場合、当該製品の質量に対するいずれかの第一種指定化学物質の割合が1パーセント（特定第一種指定化学物質については、0.1パーセント）以上である場合にのみ、当該第一種指定化学物質の年間取扱量に算入することとなり（施行令第5条参照）、製品の質量に対する割合が1%未満の第一種指定化学物質については、排出量の把握及び届出の対象とはならない。

2. 対象とする化学物質

こうした製品中に低含有率でしか含まれていないため届出対象とならない第一種指定化学物質のうち、その製品の取扱量が大きいことにより、事業所からの排出が見込まれるものについては、信頼できる情報が得られ次第、推計の対象とする。

3. 具体的な対象物質と推計方法

文献調査や関係業界への実測値等のヒアリングに基づき、排出量を推計する。

例えば、石炭中に微量含まれ、石炭火力発電所から排出される水銀等については、以下のような計算式に基づき、推計することとする。

$$\begin{aligned} \text{推計値} &= \text{燃焼排ガスに含まれて排出される水銀の排出原単位} (\mu\text{g} / \text{KWH}) \\ &\quad \times \text{石炭火力発電所の年間発電電力量} (\text{KWH} / \text{年}) \end{aligned}$$